

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成19年分以降用）

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0.92	1.00				0.98	0.98
16 " 20 "	0.93					0.99	0.99
20 " 24 "	0.94					1.00	1.00
24 " 28 "	0.95				0.99		
28 " 32 "	0.96		0.98		0.98		
32 " 36 "	0.97		0.96	0.98	0.96		
36 " 40 "	0.98		0.94	0.96	0.94		
40 " 44 "	0.99		0.92	0.94	0.92		
44 " 48 "	1.00		0.90	0.92	0.91		
48 " 52 "		0.99	0.88	0.90	0.90		
52 " 56 "		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 " 60 "		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 " 64 "		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 " 68 "		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 " 72 "		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 " 76 "		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 " 80 "		0.92	0.81	0.82			
80 " 84 "		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 " 88 "		0.88		0.80			
88 " 92 "		0.86			0.81	0.90	
92 " 96 "	0.99	0.84					
96 " 100 "	0.97	0.82					
100 "	0.95	0.80			0.80		

⑥ 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	＝	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上 6未満	＝	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 " 8 "	＝	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10 " 16 "	0.97					1.00	0.97
16 " 22 "	0.98						0.98
22 " 28 "	0.99						0.99
28 "	1.00						1.00

⑦ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上 3未満	1.00		1.00		0.98	1.00	1.00
3 " 4 "			0.99		0.96	0.99	
4 " 5 "			0.98		0.94	0.98	
5 " 6 "			0.96		0.92	0.96	
6 " 7 "			0.94		0.90	0.94	
7 " 8 "			0.92			0.92	
8 "			0.90			0.90	

② 側方路線影響加算率表

地区区分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街	0.07	0.03
高度商業、繁華街	0.10	0.05
普通商業・併用住宅	0.08	0.04
普通住宅、中小工場	0.03	0.02
大工場	0.02	0.01

③ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.03
高度商業、繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.02
大工場	0.02

④ 不整形地補正率を算定する際の地積区分表

地積区分	A	B	C
高度商業	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

⑤ 不整形地補正率表

地区区分 地積 かけ 区分 地割合	高度商業、繁華街、 普通商業・併用住宅、中小工場			普通住宅		
	A	B	C	A	B	C
10％以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15％ "	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20％ "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25％ "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30％ "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35％ "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40％ "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45％ "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50％ "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55％ "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60％ "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65％ "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

⑧ がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	＝
4以上 6未満	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	
6 " 8 "	0.93	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	
8 " 10 "	0.94	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	
10 " 12 "	0.95	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	
12 " 14 "	0.96	0.99	1.00	1.00		0.97	
14 " 16 "	0.97	1.00				0.98	
16 " 20 "	0.98					0.99	
20 " 24 "	0.99					1.00	1.00
24 " 28 "	1.00				0.99		
28 " 32 "			0.99		0.98		
32 " 36 "			0.98	0.99	0.96		
36 " 40 "		0.99	0.97	0.98	0.94		
40 " 44 "		0.98	0.96	0.97	0.92		
44 " 48 "		0.97	0.95	0.96	0.91		
48 " 52 "		0.96	0.94	0.95	0.90		
52 " 56 "		0.95		0.94	0.88		
56 " 60 "		0.94	0.93		0.87		
60 " 64 "				0.93	0.86		
64 " 68 "		0.93	0.92		0.85		
68 " 72 "				0.92	0.84		
72 " 76 "		0.92	0.91		0.83	0.96	
76 " 80 "				0.91			
80 " 84 "			0.90		0.82	0.93	
84 " 88 "		0.91		0.90			
88 " 92 "					0.81	0.90	
92 " 96 "							
96 " 100 "					0.80		
100 "		0.90					

⑥ 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	
4以上 6未満	0.85	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	
6 " 8 "	0.90	0.97		1.00	0.97	0.90	
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	0.95	
10 " 16 "	0.97					1.00	
16 " 24 "	0.99						
24 "	1.00						

⑦ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上 3未満	1.00		1.00		0.98	1.00	1.00
3 " 4 "			0.99		0.96	0.99	
4 " 5 "			0.98		0.94	0.98	
5 " 6 "			0.96		0.92	0.96	
6 " 7 "			0.94		0.90	0.94	
7 " 8 "			0.92			0.92	
8 "			0.90			0.90	

② 側方路線影響加算率表

地区区分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街	0.15	0.07
高度商業、繁華街	0.10	0.05
普通商業・併用住宅	0.08	0.04
普通住宅、中小工場	0.05	0.02
大工場	0.02	0.01

③ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.10
高度商業、繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.03
大工場	0.02

④ 不整形地補正率を算定する際の地積区分表

地積区分	A	B	C
ビル街	4,000㎡未満	4,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上
高度商業	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

⑤ 不整形地補正率表

地区区分 地積 かけ 区分 地割合	ビル街、高度商業、繁華街、 普通商業・併用住宅、中小工場			普通住宅		
	A	B	C	A	B	C
10％以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15％ "	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20％ "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25％ "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30％ "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35％ "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40％ "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45％ "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50％ "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55％ "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60％ "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65％ "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

⑧ がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

□□□□-□□□□

相続税の通知書及び
加算税の賦課決定通知書

(通知用)

住所 第 号
平成 年 月 日
氏名 殿
税務署長 ㊟

課税標準等及び税額等の計算明細
(1) 納付税額又は還付税額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得した財産の価額	円	円
② 相続時精算課税適用財産の価額		
③ 債務控除額		
④ 純資産価額 (① + ② - ③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課税価格 (④ + ⑤)		
⑦ 相続税の総額 (②) の ⑨ の金額)		
一般の場 ⑧ 同上のあん 合 ⑨ 相続税額 ⑩ 相続税額 (⑦ × ⑧)		
⑪ 相続税法第18条の規定による加算額		
⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
⑬ 配偶者の税額軽減額		
⑭ 未成年者控除額		
⑮ 障害者控除額		
⑯ 相次相続控除額		
⑰ 外国税額控除額		
⑱ 計		
⑲ 差引税額 (⑨ + ⑩ - ⑱ 又は ⑩ + ⑩ - ⑱)		
⑳ 相続時精算課税分の贈与税額控除額		
㉑ 小計 (⑲ - ㉑)		
㉒ 納税猶予税額 (付表 (1) の ㉒)		
申告納税額 ㉓ 納付すべき税額		
㉔ - ㉓ ㉔ 還付される税額		

(2) 相続税の総額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③ 債務控除の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額 (⑤ - ⑦)		
⑨ 相続税の総額		

○ 加算税の額の計算明細

区 分	① 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	② ①のうち国税通則法 第 34条第2項の規定による 加算税の基礎となる税額	③ ①に対 する加算 税の割合	④ ②に対 する加算 税の割合	⑤ 加算税の額 (① × ③ と ② × ④ との合計額)
申告加算税	円 賦課決定額 0,000	円 0,000	100	5 100	円
変更決定後の 賦課決定額	円 0,000	円 0,000	100	5 100	
減少する額					
重加算税	円 賦課決定額 0,000		100		
変更決定後の 賦課決定額	円 0,000		100		
減少する額					

() 枚のうち () 枚目

(資4-75-2-A4統一)

□□□□-□□□□

相続税の通知書及び
加算税の賦課決定通知書

(通知用)

住所 第 号
平成 年 月 日
氏名 殿
税務署長 ㊟

課税標準等及び税額等の計算明細
(1) 納付税額又は還付税額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得した財産の価額	円	円
② 相続時精算課税適用財産の価額		
③ 債務控除額		
④ 純資産価額 (① + ② - ③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課税価格 (④ + ⑤)		
⑦ 相続税の総額 (②) の ⑨ の金額)		
一般の場 ⑧ 同上のあん 合 ⑨ 相続税額 ⑩ 相続税額 (⑦ × ⑧)		
⑪ 相続税法第18条の規定による加算額		
⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
⑬ 配偶者の税額軽減額		
⑭ 未成年者控除額		
⑮ 障害者控除額		
⑯ 相次相続控除額		
⑰ 外国税額控除額		
⑱ 計		
⑲ 差引税額 (⑨ + ⑩ - ⑱ 又は ⑩ + ⑩ - ⑱)		
⑳ 相続時精算課税分の贈与税額控除額		
㉑ 小計 (⑲ - ㉑)		
㉒ 納税猶予税額 (付表 (1) の ㉒)		
申告納税額 ㉓ 納付すべき税額		
㉔ - ㉓ ㉔ 還付される税額		

(2) 相続税の総額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③ 債務控除の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額 (⑤ - ⑦)		
⑨ 相続税の総額		

○ 加算税の額の計算明細

区 分	① 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	② ①のうち国税通則法 第34条第2項の規定による 加算税の基礎となる税額	③ ①に対 する加算 税の割合	④ ②に対 する加算 税の割合	⑤ 加算税の額 (① × ③ と ② × ④ との合計額)
申告加算税	円 賦課決定額 0,000	円 0,000	100	5 100	円
変更決定後の 賦課決定額	円 0,000	円 0,000	100	5 100	
減少する額					
重加算税	円 賦課決定額 0,000		100		
変更決定後の 賦課決定額	円 0,000		100		
減少する額					

() 枚のうち () 枚目

(資4-75-2-A4統一)

平成 年 月 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、右の表のとおり 及び加算税の賦課決定をします。
したがって、この通知により新たに納付すべき又は減少する税額は、次のとおりとなります。

○ この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 減少する	本税の額	納付すべき 減少する	加算税の額	納税猶予額控除後の 納付すべき 減少する	本税の額
円		円		円	
		申告加算税			
		重加算税			
○ 納付すべき税額及び延滞税 (納税猶予額のある人は、納税猶予額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額) は、同封の納付書により平成 年 月 日までに日本銀行 (本店、支店、代理店、蔵入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署に納付してください。					
○ 新たに納付すべき本税について延納又は物納を希望される方は、上記の期限までに申請してください。					
○ 減少する税額が既に納付されている場合において、未納の国税等がないときは、金融機関等の預貯金口座への振込み又は郵便局の窓口での受取りの方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせいたします。					

延滞税の計算方法
(国税通則法第60条、第61条、第118条及び租税特別措置法第94条)

納付すべき 本税の額 (注1)	延滞税の割合 7.3% (注2) 納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%	期間(日数) (注3) 法定納期限の翌 日から完納の日 まで	延滞税 の額 (注4)
×	×	×	=
3 6 5			

注1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位 (1月1日～12月31日) で適用することとなります。
具体的には、次のとおりです。
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・年「14.6%」
- 3 5に期間の記載がある場合には、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
また、延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 5 あなたの場合は、国税通則法の規定により(自 . . . 至 . . .) の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

○ この通知に係る処分の理由

○ あなたは、上記の新たに納付すべき税額のほか、あなたが受けた利益の価額を限度として相続税法第34条第 項の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について連帯納付の責任があります。

税務署長 殿 平成 年 月 日提出 平成 年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 2

提出用 贈与税 申告書 提出用

住所 (電話 - -)

フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。

氏名

生年月日 年 月 日 職業

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事案

災害等延長期限 細目 処理

出国年月日 コード 訂正

死亡年月日 関与区分 修正

第一表 (平成18年分以降用) (相続時精算課税の申告をされる方は、申告書第二表と一緒に提出してください。)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日

取得した財産の明細

種類 細目 利用区分・節税 数量 単価 価額

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) ①

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円 ②

基礎控除額 ③

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 ④

④に対する税額 (申告書第一表(控除)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分以前に住宅取得資金等の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の⑩の金額) ⑤

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥

差引税額 (⑤-⑥) ⑦

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑯の金額の合計額) ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑳の金額の合計額) ⑨

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨) 【100円未満切捨て】 ⑪

納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額) ⑫

申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫) ⑬

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪) ⑭

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑬-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑬) ⑮

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者

(資5-10-1-1-A4統一) (平18.10)

税務署長 殿 平成 年 月 日提出 平成 年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 2

提出用 贈与税 申告書 提出用

住所 (電話 - -)

フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。

氏名

生年月日 年 月 日 職業

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事案

災害等延長期限 細目 処理

出国年月日 コード 訂正

死亡年月日 関与区分 修正

第一表 (平成17年分以降用) (相続時精算課税の申告をされる方は、申告書第二表と一緒に提出してください。)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日

取得した財産の明細

種類 細目 利用区分・節税 数量 単価 価額

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) ①

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円 ②

基礎控除額 ③

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 ④

④に対する税額 (申告書第一表(控除)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、住宅取得資金等の贈与の特例の計量を行う場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の1面又は2面の⑩の金額) ⑤

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥

差引税額 (⑤-⑥) ⑦

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑯の金額の合計額) ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑳の金額の合計額) ⑨

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨) 【100円未満切捨て】 ⑪

納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額) ⑫

申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫) ⑬

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪) ⑭

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑬-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑬) ⑮

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者

(資5-10-1-1-A4統一) (平18.10)

税務署長 殿 平成□□年分贈与税の申告書
平成 年 月 日提出

住所 〒 (電話 - -)
フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。
氏名
生年月日 年 月 日 職業

←明治1、大正2、昭和3、平成4 (単位は円)

第一表 (平成18年分以降用)

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細				財産を取得した年月日
	種類	細目	利用区分・税別	数量・単価	財産の価額
住所					平成 年 月 日
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					平成 年 月 日
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					平成 年 月 日
フリガナ					
氏名					
生年月日					
財産の価額の合計額 (課税価格)	①				
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)	②				
基礎控除額	③				
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④				
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分以前に住宅取得資金等の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の⑩の金額)	⑤				
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥				
差引税額 (⑤-⑥)	⑦				

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑫の金額の合計額)	⑧				
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑬の金額の合計額)	⑨				

Ⅲ 合計

課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩				
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪				
納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫				
申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬				
この申告書が修正申告書である場合	⑭				
差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)	⑮				
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑬-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑬)	⑯				

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の2の書面提出有

(資5-10-1-2-A4統一) (平18.10)

税務署長 殿 平成□□年分贈与税の申告書
平成 年 月 日提出

住所 〒 (電話 - -)
フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。
氏名
生年月日 年 月 日 職業

←明治1、大正2、昭和3、平成4 (単位は円)

第一表 (平成17年分以降用)

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細				財産を取得した年月日
	種類	細目	利用区分・税別	数量・単価	財産の価額
住所					平成 年 月 日
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					平成 年 月 日
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					平成 年 月 日
フリガナ					
氏名					
生年月日					
財産の価額の合計額 (課税価格)	①				
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)	②				
基礎控除額	③				
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④				
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、住宅取得資金等の贈与の特例の計算を行う場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の1面又は2面の⑩の金額)	⑤				
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥				
差引税額 (⑤-⑥)	⑦				

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑫の金額の合計額)	⑧				
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑬の金額の合計額)	⑨				

Ⅲ 合計

課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩				
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪				
納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫				
申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬				
この申告書が修正申告書である場合	⑭				
差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)	⑮				
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑬-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑬)	⑯				

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の2の書面提出有

(資5-10-1-2-A4統一) (資5-10-1-2-A4統一)

提出用

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

署 受 付
税 印

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。									
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。									
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3の2第1項の規定による住宅資金特別扣除の特例の適用を受けます。									
(単位は円)									
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日		左の特定贈与者から取得した財産の明細					財産を取得した年月日		
		種 類	細 目	利用区分・期間等	数 量	単 価			
		所 在 場 所 等			固定資産税評価額	倍 数	財 産 の 価 額		
住 所						円	平成□□年□□月□□日		
						円	□□□□□□□□		
フリガナ						円	平成□□年□□月□□日		
氏 名						円	□□□□□□□□		
続 柄		生 年 月 日				円	平成□□年□□月□□日		
		□□年□□月□□日				円	□□□□□□□□		
		↑-----明治[1]、大正[2]、昭和[3]				円	□□□□□□□□		
課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）					⑯	□□□□□□□□		
	⑯のうち 住宅取得等資金の額					⑰	□□□□□□□□		
	⑯のうち 住宅取得等資金以外の額（⑯－⑰）					⑱	□□□□□□□□		
住宅資金特別扣除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別扣除額の合計額（最高1,000万円）					⑲	□□□□□□□□		
	住宅資金特別扣除額の残額（1,000万円－⑲）					⑳	□□□□□□□□		
	住宅資金特別扣除額（⑰の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）					㉑	□□□□□□□□		
	翌年以降に繰り越される住宅資金特別扣除額（1,000万円－⑲－㉑）					㉒	□□□□□□□□		
特別控除額の計算	㉒の控除後の課税価格（⑱－㉒）					㉓	□□□□□□□□		
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）					㉔	□□□□□□□□		
	特別控除額の残額（2,500万円－㉔）					㉕	□□□□□□□□		
	特別控除額（㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）					㉖	□□□□□□□□		
税額の計算	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉕－㉖）					㉗	□□□□□□□□		
	㉖の控除後の課税価格（㉓－㉖）【1,000円未満切捨て】					㉘	□□□□□□□□000		
	㉘に対する税額（㉘×20％）					㉙	□□□□□□□□00		
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）					㉚	□□□□□□□□		
差引税額（㉙－㉚）					㉛	□□□□□□□□			
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）					
		署	平成 年分						
		署	平成 年分						
		署	平成 年分						

↑-----（注）過去の年分の申告において、住宅資金特別扣除額を控除した（⑲欄の金額がある）人及び特別控除額を控除した（㉑欄の金額がある）人が記入します。

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□	財産	□□□□□□□□	確認	
---	--------	------	----------	----	----------	----	----------	----	--

(注) ※印欄に記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (平18.10)

◎上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出して下さい。

なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

提出用

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

署 受 付
税 印

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。									
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。									
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3の2第1項の規定による住宅資金特別扣除の特例の適用を受けます。									
(単位は円)									
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日		左の特定贈与者から取得した財産の明細					財産を取得した年月日		
		種 類	細 目	利用区分・期間等	数 量	単 価			
		所 在 場 所 等			固定資産税評価額	倍 数	財 産 の 価 額		
住 所						円	平成□□年□□月□□日		
						円	□□□□□□□□		
フリガナ						円	平成□□年□□月□□日		
氏 名						円	□□□□□□□□		
続 柄		生 年 月 日				円	平成□□年□□月□□日		
		□□年□□月□□日				円	□□□□□□□□		
		↑-----明治[1]、大正[2]、昭和[3]				円	□□□□□□□□		
課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）					⑯	□□□□□□□□		
	⑯のうち 住宅取得等資金の額					⑰	□□□□□□□□		
	⑯のうち 住宅取得等資金以外の額（⑯－⑰）					⑱	□□□□□□□□		
住宅資金特別扣除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別扣除額の合計額（最高1,000万円）					⑲	□□□□□□□□		
	住宅資金特別扣除額の残額（1,000万円－⑲）					⑳	□□□□□□□□		
	住宅資金特別扣除額（⑰の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）					㉑	□□□□□□□□		
							□□□□□□□□		
特別控除額の計算	㉒の控除後の課税価格（⑱－㉒）					㉓	□□□□□□□□		
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）					㉔	□□□□□□□□		
	特別控除額の残額（2,500万円－㉔）					㉕	□□□□□□□□		
	特別控除額（㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）					㉖	□□□□□□□□		
税額の計算	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉕－㉖）					㉗	□□□□□□□□		
	㉖の控除後の課税価格（㉓－㉖）【1,000円未満切捨て】					㉘	□□□□□□□□000		
	㉘に対する税額（㉘×20％）					㉙	□□□□□□□□00		
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）					㉚	□□□□□□□□		
差引税額（㉙－㉚）					㉛	□□□□□□□□			
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）					
		署	平成 年分						
		署	平成 年分						
		署	平成 年分						

↑-----（注）過去の年分の申告において、住宅資金特別扣除額を控除した（⑲欄の金額がある）人及び特別控除額を控除した（㉑欄の金額がある）人が記入します。

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□	財産	□□□□□□□□	確認	
---	--------	------	----------	----	----------	----	----------	----	--

(注) ※印欄に記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一)

◎上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出して下さい。

なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

控
用

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

税
務
署
受
付
印

受贈者の氏名

控

第二表（平成18年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。		
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。		
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3の2第1項の規定による住宅資金特別控除の特例の適用を受けます。		
(単位は円)		
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細	財産を取得した年月日
	種類 細目 利用区分・価額等 数量 単価	財産の価額
住 所	所 在 場 所 等 固定資産税評価額 倍 数	平成□□年□□月□□日
フリガナ		円 平成□□年□□月□□日
氏 名		円 平成□□年□□月□□日
続 柄	生 年 月 日	円 平成□□年□□月□□日
	□□年□□月□□日	円 平成□□年□□月□□日
	↑-----明治[1]、大正[2]、昭和[3]	円 平成□□年□□月□□日
課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑯ □□□□□□□□
	⑯のうち 住宅取得等資金の額	⑰ □□□□□□□□
	⑯のうち 住宅取得等資金以外の額（⑯－⑰）	⑱ □□□□□□□□
住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑲ □□□□□□□□
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑲）	⑳ □□□□□□□□
	住宅資金特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉑ □□□□□□□□
	翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－⑲－㉑）	㉒ □□□□□□□□
特別控除額の計算	㉑の控除後の課税価格（⑯－㉑）	㉓ □□□□□□□□
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉔ □□□□□□□□
	特別控除額の残額（2,500万円－㉔）	㉕ □□□□□□□□
	特別控除額（㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）	㉖ □□□□□□□□
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉔－㉖）	㉗ □□□□□□□□
税額の計算	㉖の控除後の課税価格（㉓－㉖）【1,000円未満切捨て】	㉘ □□□□□□□□
	㉘に対する税額（㉘×20%）	㉙ □□□□□□□□
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉚ □□□□□□□□
	差引税額（㉙－㉚）	㉛ □□□□□□□□
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分
	署	平成 年分
	署	平成 年分
	署	平成 年分

↑-----（注）過去の年分の申告において、住宅資金特別控除額を控除した（⑲欄の金額がある）人及び特別控除額を控除した（㉑欄の金額がある）人が記入します。

(資5-10-2-2-A4統一) (平18.10)

○上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出して下さい。

なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

控
用

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

税
務
署
受
付
印

受贈者の氏名

控

第二表（平成17年分用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。		
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。		
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3の2第1項の規定による住宅資金特別控除の特例の適用を受けます。		
(単位は円)		
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細	財産を取得した年月日
	種類 細目 利用区分・価額等 数量 単価	財産の価額
住 所	所 在 場 所 等 固定資産税評価額 倍 数	平成□□年□□月□□日
フリガナ		円 平成□□年□□月□□日
氏 名		円 平成□□年□□月□□日
続 柄	生 年 月 日	円 平成□□年□□月□□日
	□□年□□月□□日	円 平成□□年□□月□□日
	↑-----明治[1]、大正[2]、昭和[3]	円 平成□□年□□月□□日
課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑯ □□□□□□□□
	⑯のうち 住宅取得等資金の額	⑰ □□□□□□□□
	⑯のうち 住宅取得等資金以外の額（⑯－⑰）	⑱ □□□□□□□□
住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑲ □□□□□□□□
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑲）	⑳ □□□□□□□□
	住宅資金特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉑ □□□□□□□□
		㉒ □□□□□□□□
特別控除額の計算	㉑の控除後の課税価格（⑯－㉑）	㉓ □□□□□□□□
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉔ □□□□□□□□
	特別控除額の残額（2,500万円－㉔）	㉕ □□□□□□□□
	特別控除額（㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）	㉖ □□□□□□□□
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉔－㉖）	㉗ □□□□□□□□
税額の計算	㉖の控除後の課税価格（㉓－㉖）【1,000円未満切捨て】	㉘ □□□□□□□□
	㉘に対する税額（㉘×20%）	㉙ □□□□□□□□
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉚ □□□□□□□□
	差引税額（㉙－㉚）	㉛ □□□□□□□□
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分
	署	平成 年分
	署	平成 年分
	署	平成 年分

↑-----（注）過去の年分の申告において、住宅資金特別控除額を控除した（⑲欄の金額がある）人及び特別控除額を控除した（㉑欄の金額がある）人が記入します。

(資5-10-2-2-A4統一)

○上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出して下さい。

なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 _____ 受贈者の氏名 _____
 生 年 月 日 (明・大・昭 年 月 日)

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細

田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権 利、賃借権(耕作権) の場合のその別	所 在 場 所	面 積	単 価	価 額
			固定資産税 評価額	倍 数	
			m ²	円	円
			円	倍	
合 計			m ²	④	

II 納税猶予税額の計算

農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額 (申告書第一表の④の金額)	⑥	円 00
農地等以外の(申告書第一表 — 上欄の④の①の金額)	①	円	相続時精算課税の 差引税額の合計額 (申告書第一表の⑨の金額)	⑦	
配偶者控除額(申告書第一表の②の金額)	②				
基礎控除額	③	1,100,000			
農地等以外の課税価格(①-②-③)			農地等以外の財産に に対する贈与税額(⑤+⑦)	⑧	00
(1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④	,000	(100円未満の端数は切り捨てます。 また、この金額が100円未満の ときは、その金額を切り捨てます。)		
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の連算表を使って計算します。 住宅取得資金等の贈与の特例の計算を行う場合には、 (住宅取得資金等の贈与の特例に係る税額の計算 明細表)を合わせて算出する必要があります。)	⑤	00	納税額予税額 (⑥-⑧)	⑨	00

(資 5-11-1-A4 統一)

(平成十五年分以降用)

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

控
用

贈与者の氏名 _____ 受贈者の氏名 _____
 生 年 月 日 (明・大・昭 年 月 日)

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細

田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権 利、賃借権(耕作権) の場合のその別	所 在 場 所	面 積	単 価	価 額
			固定資産税 評 価 額	倍 数	
			m ²	円	円
			円	倍	
合 計			m ²	④	

II 納税猶予税額の計算

農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額 (申告書第一表の⑪の金額)	⑥	円 00
農地等以外の(申告書第一表 — 上欄の①)の①の金額	①	円	相続時精算課税の 差引税額の合計額 (申告書第一表の⑨の金額)	⑦	
配偶者控除額(申告書第一表の②の金額)	②				
基礎控除額	③	1,100,000	農地等以外の財産に 対する贈与税額(⑤+⑦) 100円未満の増数は切り捨てます。 また、この金額が100円未満の ときは、その金額を切り捨てます。	⑧	00
農地等以外の課税価格(①-②-③) (1,000円未満の増数は切り捨てます。また、この金額が 1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④	,000			
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使って計算します。 住宅取得資金等の贈与の特例の計算を行う場合には、 「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算 明細書」の1面又は2面を使って計算します。)	⑤	00	納税猶予税額 (⑥-⑧)	⑨	00

(資 5-11-2-A 4 統一)

16

(削除)

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

1面

1. 平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受ける方

受贈者の氏名

この表は、平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を適用する場合の贈与税額の計算等に使用します。

私は、旧租税特別措置法第70条の3第1項又は第5項の規定による住宅取得資金等の贈与の特例を受けます。

(1) 住宅取得資金等の使途

住宅取得資金等の使途を記入します（該当する□の中に✓印を記入します。）。

- ①□ 住宅用家屋の新築の対価に充当
②□ 建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得の対価に充当
③□ 建築後使用されたことのある住宅用家屋の取得の対価に充当
④□ 居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充当

(2) 所得税の確定申告に関する事項

平成17年分の所得税の確定申告書を提出した人が記入します。

所得税の確定申告書 を提出した年月日	・	提出した 税 務 署	税務署
-----------------------	---	---------------	-----

（注） 所得税の確定申告書を提出していない人は、合計所得金額を明らかにする書類を添付する必要があります。

(3) 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において

居住していた家屋に関する事項

住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住していた家屋に関する事項について記入します（該当する□の中に✓印を記入します。）。

ただし、贈与を受けた住宅取得資金等の全額を居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てた人は、記入を要しません。

- ①□ 自己又は配偶者の所有する家屋以外の家屋に居住していた。
②□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成17年12月31日までにそのすべて（その家屋の敷地を含む。）を譲渡した。
③□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成18年12月31日までにそのすべて（その家屋の敷地を含む。）を譲渡する予定（平成18年1月1日から贈与税の申告書の提出日までの間にその家屋等のすべてを譲渡した場合を含む。）である。
なお、今後譲渡する予定の家屋等の明細は次のとおりである。

◎ 譲渡予定の家屋等の明細

No.	所在地番（住居表示）	家屋番号	家屋の敷地	家屋の所有者の氏名	譲 渡 予 定 時 期
		家屋の構造	地の面積	敷地の所有者の氏名	
1	所在地番 (住居表示)		㎡		平成18年 __月頃
2	所在地番 (住居表示)		㎡		平成18年 __月頃

- （注） 1 この特例を適用した場合、平成17年分から平成21年分までは、この住宅取得資金等の贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けることはできません。
2 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住の用に供していた自己又は配偶者の所有する家屋及びその敷地を平成18年1月1日以降に譲渡した場合又は譲渡する予定である場合には、次の点にご注意ください（贈与を受けた住宅取得資金等の全額が、居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てられている場合を除きます。）。
(1) 平成18年中にその家屋を譲渡した場合には、平成19年3月15日までに、平成18年分の合計所得金額を明らかにする書類等を所轄税務署長に提出する必要があります。
(2) 平成18年分の合計所得金額が1,200万円を超えることとなった場合又はその家屋及びその敷地のすべてを平成18年12月31日までに譲渡できなかった場合には、平成19年2月28日までに、平成17年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書に記載した贈与税額を納付しなければなりません。なお、修正申告により納付することとなる贈与税額については、平成18年3月15日の翌日から当該贈与税額が納付された日までの期間に応じて延滞税が課されます。
3 平成18年3月15日までに住宅用家屋の新築又は取得をしたが居住していない場合、又は同日までに住宅用家屋の新築に係る工事が完了していない場合において、平成18年12月31日までにその住宅用家屋を居住の用に供していないときについても、上記(2)と同様に修正申告書の提出及び贈与税額の納付が必要となります。

○この明細書は必要な添付書類とともに贈与税の申告書に添付してください。
（必要な添付書類については「平成17年分贈与税の申告のしかた」を参照してください。）